

特集 政務活動費について

兵庫県議会の議員が、平成25年度の政務活動費より、日帰り出張を195回行ったとして約300万円を支出しており問題になりました。そのことを受けて全国的に「政務活動費」についての報道がされました。この「政務活動費」は、勝山市議会ではどのようにになっているのか調べてみました。

○政務活動費とは

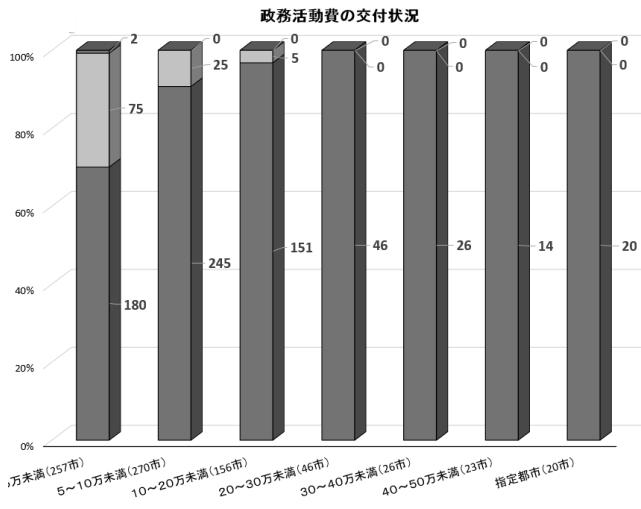
政務活動費とは、地方自治法第100条第14項、15項及び16項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派（1人会派も含む）に対して交付されています。

（勝山市議会の場合）

- ・交付額・・・会派の所属議員数に月額3万円を乗じた金額を半年ごとに交付
(月額3万円×12ヶ月=1議員あたり年額36万円)
- ・清算・・・各会派の經理責任者は翌年4月30日までに収支報告書を作成し領収書などを添えて議長に提出。(使用しなかった分は市に返還)
- ・交付及び使途基準・・・「勝山市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「勝山市政務活動費の交付に関する条例施行規則」に定められており、勝山市議会では政務活動費を適正に執行するように「政務活動費の手引き」を作成。

主な使途基準

- ・調査研究費
会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
(資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
- ・研修費
会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
- ・広報費
会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
(広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費等)
- ・要請・陳情活動費
会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
- ・会議費
会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
- ・資料作成費
会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
- ・資料購入費
会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
- ・人件費
会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
- ・事務所費
会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
(事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等)



(参照：全国市議会議長会 市議会の活動に関する実態調査結果より)
* 人口規模別の交付状況

福井県下の状況（平成26年度）

	支給対象	1ヶ月、1議員あたり支給額
福井市	会派及び個人に支給	150,000円(年額1,800,000円)
敦賀市	会派支給	40,000円(年額480,000円)
越前市	個人支給	60,000円(年額720,000円)
小浜市	個人支給	20,000円(年額240,000円)
大野市	個人支給	40,000円(年額480,000円)
勝山市	会派支給	30,000円(年額360,000円)
鯖江市	会派支給	50,000円(年額600,000円)
あわら市	※政務活動費無し	
坂井市	会派支給	50,000円(年額600,000円)